

令和3年度第4回受動喫煙防止対策専門部会における意見への対応

No.	素案P	素案(案)の項目	提出者	意見の概要	事務局の考え	「素案」(案)修正の有無
1	P9	第8 法と連動した受動喫煙防止の取組の推進 「適切な分煙環境の整備」	北海道生活衛生同業組合 古川事務局長	「適切な分煙環境の整備」については、屋内に限らず公共の場所等における屋外分煙施設の整備が重要であり、国が地方交付税措置や、地方たばこ税を活用した屋外分煙施設整備を求めていることから明らかである。 本プランは、「本道における受動喫煙防止対策の推進を図ること」を目的に策定するものであり、国の制度の活用や拡充の要望も重要であるが、道あるいは市町村が、地方交付税等を活用するなどして、屋内外の「適切な分煙環境の整備」に積極的に取り組む必要があると考える。	地方公共団体に対する屋外分煙施設等の整備促進等に関する通知(地方税制改正・地方税務行政の運営に当たっての留意事項等)については、毎年度、総務省から各都道府県・市町村の税制担当課等に通知されています。 このような地方交付税等を活用した屋外分煙施設等の整備に係る情報についても保健福祉部において把握し、各市町村の受動喫煙防止対策担当部署に情報提供していくことを記載します。	あり
2	P9	第9 その他の取組 「サードHANDSモークへの対応」	北海道がんセンター 加藤院長	サードHANDSモークについては、現時点では必ずしも社会的な問題となっているとは言えない。 現状に即した内容に修正を希望。	国のホームページにおいて、「サードHANDSモークは、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていない」とされていることから、ご意見を踏まえ、現状に即した内容に修正します。	あり
3			北海道生活衛生同業組合 古川事務局長	サードHANDSモークへの対応について、第3回専門部会で事務局から「新しい概念であり、研究はまだ少なく、健康への影響も明らかになっていない」との考え方が示されたが、こうしたことを踏まえれば、「近年、社会的な問題になっている」との記載が適当なのか疑問を感じ、また、社会的な混乱を招くことが懸念されるのではないかと考える。	国のホームページにおいて、「サードHANDSモークは、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていない」とされていることから、ご意見を踏まえ、現状に即した内容に修正します。	あり
4			日本たばこ産業(株)北海道支社 大島部長	科学的・合理的な根拠が示されていないサードHANDSモークについて、健康への悪影響があるとの誤解を招く恐れがあり、また、喫煙者への差別や適切な分煙環境整備の遅滞など、社会的な混乱・影響が極めて大きいと懸念するため、文言を削除すべきと考える。 ・ 事業所等において、法で認められている喫煙専用室や屋外喫煙場所の撤去が進み、その結果、歩きたばこ等によるマナーの悪化等を懸念。 ・ 飲食店等における対応として、事実上、施設内の完全禁煙化を選択せざるを得ない状況が発生し、事業者が自費で整備した喫煙室が無駄になり、撤去等に新たな費用負担が生じることを懸念	国のホームページにおいて、「サードHANDSモークは、新しい概念であるため、研究はまだ少なく、健康影響についてもまだ明らかになっていない」とされていることから、ご意見を踏まえ、現状に即した内容に修正します。	あり